

知的発達障害児〔者〕の性関連行動への福祉的対応の現状と課題

深谷 裕

1. はじめに

2024年7月、最高裁判所は旧優生保護法を違憲とする判決を示した。この判決は、障がい者も他の市民と同様に自己決定権を有し、自由に性を享受する権利が保障されるべきであることを法的に確認したものである。このことは、障がいのある人々の性と生殖に関する権利を社会として尊重し、支える必要性を改めて示したものであり、性に関する教育の在り方にも重要な示唆を与えている。すなわち、障がい者一人ひとりが自らの性や身体について主体的に学び、理解し、判断できる環境を整えることが喫緊の課題となっている。

一方、UNESCOをはじめとする国際機関は、1990年代以降、性教育の在り方について議論を重ね、「包括的性教育（Comprehensive Sexuality Education）」の枠組みを提唱してきた。この枠組みにおいては、性教育を単に生殖や性行為に関する知識の伝達にとどめるのではなく、身体の変化、ジェンダー、恋愛、人間関係、自己決定、性の多様性、暴力の予防など、幅広い内容を扱うことが重視されている。こうした学びを通して、人々が生涯にわたり自分らしく生き、他者と健全な関係を築く力を育むことが求められている。

しかしながら、知的障がい児者を対象とした従来の性教育は、性的問題行動への対処やリスク管理を目的とした場当たりの対応にとどまる場合も少なくなかった。今後は、障がいのある人々が児童期から発達段階に応じて段階的に性に関する知識や判断力を身につけていくことを支える、より包括的で個別性に配慮した教育プログラムの構築が求められる。具体的には、自身の身体、恋愛やセクシュアリティ、自己決定などに関する情報が、個々の状況や理解の程度に応じて適切に提供される必要がある。なお、障がいの有無にかかわらず誰もが性について学ぶ権利を有することは、障害者権利条約第23条（家庭及び家族の尊重）にも明記されている。

しかし、先行研究によれば、知的障がいのある子どもの性に関して支援を望む保護者は多いものの、家庭における性教育の実施率は低く、子どもの性的成熟に対する保護者の認識も十分とは言えないことが指摘されている（林・荒木田，2008）。さらに、特別支援学校等においても、「性」に関する教育が十分に実施されているとは言い難い状況がある。その背景には、「教え方が分からない」「学ぶ機会がない」「苦手意識がある」といった教員側の要因（井上他，2010；原，2010）に加え、「子どもたちの個人差が大きい」「認知・理解に課題がある」といった児童側の事情（西田・田実，2005；河東田，2022）も指摘されている。

また、全国の就労支援事業所を対象とした調査では、知的障がいのある利用者の性行為や性的接触、性加害行為などの問題に職員が直面している実態が報告されている（門下，2021）。しかし、時間的制約などの理由から、実際には性教育がほとんど行われていない状況も指摘されている（河東田，2020）。近年では包括的性教育に関する教材や書籍も数多く出版されているが、現場において積極的に活用されているとは言い難い状況にある。

そこで本研究では、北九州市内において知的障害や発達障害のある子どもに日中の居場所を提供している障害児福祉事業所、および知的障害・発達障害・精神障害などのある成人に関わる障害者福祉事業所を対象に、利用者の性に関連する行動に対する職員の受け止め方や、組織としての対応の実態を明らかにすることを目的とする。

本研究を通して、障がいの有無にかかわらず、誰もが包括的性教育を受けることのできる社会の実現に寄与することを目指したい。

2. 方法および分析デザイン

①調査対象者・方法

2026年3月現在で北九州市が指定する障害者福祉サービス事業者は、合わせて784ヶ所（児童：約250ヶ所／成人：約534ヶ所）と推定されるが¹、本調査の対象はこれらの事業者（2025年10月時点登録事業者のみ）が運営するサービス事業所である。推計で1,888ヶ所（児童：612ヶ所／成人：1276ヶ所）である²。

放課後等デイサービスおよび生活介護、就労支援事業所、共同生活援助に書面での依頼文を送り、後日、対象事業所に市のMLを通して回答を依頼した。

QRコードから質問票にアクセスして、回答者が特定されないよう無記名で回答できる仕組みにした。調査期間は2025年10月10日～11月12日の約1ヶ月間である。

②調査項目（資料1参照）

事業所および回答者の基礎情報（サービスの種類、回答者の役職／性別、女性職員率）の他、利用者にみられる性関連行動の有無と具体的内容、障害児者の性に関する事業所での取り組みについて、障害者の性に関する事業所の組織文化について、役立つと思うサポート（欲しいサポート）、自由記述から成る。回答所要時間は10分程度である。

③倫理的配慮

本調査は無記名方式で実施し、回答者が特定されない形でデータを収集したため、個人情報には取り扱っていない。調査への参加は任意とし、回答の提出をもって研究参加への同意が得られたものとみなした。研究の実施にあたっては倫理的配慮を十分に行い、日本社会福祉学会の研究倫理規程に準拠して実施した。

3. 結果

①全体（資料2参照）

障害福祉サービス事業所259ヶ所から回答を得た（回答率：13.7%）。提供しているの種類としては最も多かったのが、放課後等デイサービスであり（34.4%）、次いで就労継続支援B型であった（29.7%）。なお、複数のサービスを提供している場合は、該当するサー

¹ 北九州市ホームページ：「障害福祉サービス等指定事業所一覧」を基に推計

² 調査時点である2025年10月から2026年3月までの事業者／サービス事業所の増減は定かではない。

ビスのすべてを聞いているため複数回答である。回答者の性別は男性が 53.6%、女性が 45.6%であった。回答者は、事業所責任者が 88.8%であった。性関連行動に対する支援は、支援者の性別が影響するが、回答事業所の女性職員比率は、37.5%が「80%以上が女性」であり、職員の多くが女性であることがわかる。

回答した事業所のうち 58.7%に「利用者の中で性関連行動がみられる」と回答していることから、性関連行動への対応が多く事業所で求められていることがわかる。その内容の上位3つを複数回答で尋ねたところ、「性的な発言・冗談」が最も多く(34.7%)、次いで過度な身体接触(26.6%)、人前での自慰行為(20.1%)の順に多かった。

事業所における性教育にかかる認識については、「性教育は事業所の責任」という認識については肯定的回答(「ややそう思う」「とてもそう思う」という回答が6割以上を占めていた。一方で、「家庭や学校に任せるべき」という認識についても肯定的回答が5割程度あった。全体の84.2%が「性教育は利用者支援に必要である」という項目に肯定的認識を示している。ただ、知識不足や優先順位の低さも感じていることが示された。「保護者からの反発がある」という項目については41%が「そう思う」と回答した。また、「課題に対応するための時間や余裕がある」という項目については、約8割が否定的回答(「全くそう思わない」「あまりそう思わない」)をしており、性関連行動への対応が後回しになりがちであることが示唆された。

性関連課題にかかる事業所の組織文化について尋ねたところ、事業所としてマニュアルや対応方針があるという回答は、15%程度と少なく、また「年間計画や支援方針への位置づけ」もほとんど行われていないことが明らかになった。「職員の研修経験」については2割程度があると回答しており、「新任職員への説明」については3割程度が肯定的回答を示していた。さらに、程度の差はあると推測されるが「特定の性課題行動への対応方法を共有している」ところは、67.6%であった。また「職員の個人判断に委ねることが多い」という回答は3割程度であった。

性関連課題についての保護者相談への対応方針があるという回答は3割程度であり、保護者に情報提供や啓発を行っているという回答は、23.1%と少なかった。事業所の中で利用者の性的行動を笑いで流す対応や、性的行動を職員が軽く受け流す職場風土については、9割弱が否定的な回答を示していた。また、「性の課題を真面目に話せる職場の雰囲気」があるという回答は約8割であった。その一方で、「性の課題を学ぶ必要があるという雰囲気」があるという回答は5割程度にとどまった。

希望する支援として最も多かった回答は「マニュアル」であった(76.4%)。次いで、「研修」「保護者への説明」の順に多かった。

② 障害児対応事業所と障害者対応事業所の比較(資料3参照)

児童と成人への対応の相違を確認するために、放課後等デイサービス(N=89/回答率32.3%)とそれ以外の成人対応事業所(N=170/回答率13.3%)³に分け、回答傾向の比較を

³ 市が指定している放課後等デイサービスは、2026年3月現在で276ヶ所ある。成人対応

以下に示す。

まず女性職員の比率が 80%以上という事業所は、成人対応事業所が 3 割程度であるのに対し、放課後等デイサービスは約半数を占めている。

次に、性関連行動の有無について「ある」と回答した割合は、放課後等デイサービスが 65.2%、成人対応事業所が 55.9%となっており、児童に性関連行動が見られる割合が若干高くなっている。具体的には、児童で見られる行動として、「性的発言・冗談」「過度な身体接触」「人前で自慰行為」が比較的多く、回答が集中しているのに対し、成人では「性的発言・冗談」「過度な身体接触」「ストーキング行為」は特に多くはあるが、それ以外の行動も少なくない。

事業所における性教育にかかる認識については、放課後等デイサービスでも成人対応事業所でも概ね類似の傾向がみられたが、「性教育は事業所の役割である」とする項目について、放課後等デイサービスの方が肯定的回答が若干多くなっている。しかし一方で、「家庭や学校に任せるべき」とする項目については、成人の事業所の方が否定的回答が多かった。また、利用者支援における性教育の必要性については、放課後等デイサービスの方が肯定的回答が多くなっている。

性関連課題にかかる事業所の組織文化についても、両群で概ね同様の回答傾向がみられたが、「特定の性課題行動への対応方法を共有している」ところは、放課後等デイサービスの方が若干多かった。また「性の課題を学ぶ必要があるという雰囲気」があるという回答も放課後等デイサービスの方が多い傾向がみられた。

最後に、希望する支援については、放課後等デイサービスの場合、上位に「保護者への対応」が含まれていることが特徴的であり、両群ともに教材や絵本についての希望は最も少なかった。

③ 自由記述

自由記述の内容からは、障害福祉の現場において利用者の性に関する課題が一定程度認識されていることが示された。具体的には、性的発言や身体接触、異性への関心、自慰行為などの行動が見られること、また利用者同士の恋愛関係や好意、追いかける行為、嫉妬など対人関係に関わる問題が生じる場合があることが報告されていた。自慰行為への対応については全面的な禁止ではなく、トイレや自室など適切な場所へ誘導するなど、環境調整による対応が行われている事業所が多いことが示された。また、スマートフォンや SNS の普及により、施設外での男女関係やトラブルが生じる可能性についても指摘されていた。

一方で、利用者の障害特性によって課題の現れ方が異なることも示された。知的障害のある利用者では社会的ルールや対人距離の理解の難しさが問題につながる場合があり、精神障害のある利用者では衝動性や妄想、依存傾向などが恋愛関係や性的行動のトラブルに影響する可能性が指摘されていた。また、重度障害の利用者では理解を促す教育よりも、見守りや環境調整による対応が中心となる傾向が示された。

の事業所は数種類含まれるため、ここでは送付先数 1276 件を全数として算出した。

さらに、支援の困難として、職員が性に関する知識や対応方法に自信を持っていないこと、若手職員を中心に対応への不安が大きいこと、職員間で性の問題に対する認識に差があることなどが挙げられていた。また、家庭での性教育の不足や保護者の理解の得にくさ、学校・家庭・福祉事業所など関係機関の連携不足も課題として指摘されていた。これらの記述から、現場では利用者の性に関する課題が一定程度認識されている一方で、支援体制や知識基盤が十分とはいえない状況が示唆された。

4. 考察

本研究は、放課後等デイサービスと成人領域の障害福祉事業所における性関連行動の実態、支援者の認識、組織文化、希望する支援等を明らかにした。また両群の回答を比較することにより、共通する構造的課題と、領域固有の制度的・文化的特徴を明らかにすることができた。性関連行動は児童期から成人期にかけて継続して発生しており、生涯発達の観点からの一貫した性支援体系が十分に整備されていないという根本的な問題が示された。

性関連行動が確認された事業所の割合は、放課後等デイサービスで 65.2%、成人対応事業所で 55.9%と、いずれの領域でも高率であった。また、自由記述の結果からも、性的発言、身体接触、自慰行為、異性への関心、利用者同士の恋愛関係など、日常的な支援の中で性に関わる行動が一定程度見られていることが確認された。特に、放課後等デイサービスでは人前での自慰、過度な身体接触、性的発言など、身体感覚や衝動性、自他境界の未成熟を反映した行動が中心であるのに対し、成人領域ではストーキング、避妊や同意に関する誤理解、オンライン上でのリスク行為など、社会的リスクや対人関係の不均衡に関連する行動が現れていた。これらは単に年齢による自然な変化ではなく、児童期から経年的に蓄積した未学習や誤学習が、生活環境の変化とともに質的に変容したものとして理解する方が妥当である。

支援者の意識においては、性教育の必要性を認識する回答が両領域で多数を占めた一方で、「知識やスキルの不足」を自覚する回答も過半数に達していた。自由記述においても、若手職員を中心に性に関する対応への不安が示されており、支援者が判断に迷いながら対応している状況がうかがえた。ただし、「性課題への対応が職員の個人判断に委ねられることが多い」との回答は放デイ 27%、成人 29.4%と 3 割弱にとどまっており、支援が完全に属人的に行われているわけではない。むしろ、明文化された方針がない中で、複数の職員が相談しながら経験や判断を持ち寄って対応する「準共同的な手探り対応」が行われている可能性が高い。このような対応は一定の協働性を持つ一方で、判断基準が制度化されていないため、ケースごとに対応が揺れやすく、支援の一貫性や妥当性を確保しにくいという問題を内包している。

また、組織文化に関しては、性的行動を軽視する態度は両領域で概ね否定されており、利用者の性関連行動を支援課題として真剣に受け止める姿勢が広く共有されていた。さらに、性に関する話題を職員間で議論できる雰囲気があるとする回答は放課後等デイサービス 92.1%、成人 80.6%と高く、性の話題自体が組織内で扱えないわけではないことが示さ

れた。しかし一方で、「性の課題を学ぶ必要がある雰囲気がある」という項目では否定的回答も一定数みられ、とくに成人領域では過半数が否定的であった。自由記述でも研修の必要性や知識不足への不安が指摘されていたが、これらの結果を総合すると、支援者は知識不足を自覚しつつも、性支援を体系的に学ぶ専門領域として位置づける文化は必ずしも十分に形成されていないことが示唆される。すなわち、性支援は「学習を通じて専門性を高める領域」というより、「日常の経験則の中で対応する領域」として扱われやすい現場文化が存在している可能性がある。

家族対応についても、領域横断的な課題が明らかになった。性教育を行うと保護者から反発があるという回答は両領域とも約4割にのぼり、性の話題が家庭の価値観との葛藤を生みやすいことが示された。また、「家族対応の方針がある」「保護者への情報提供・啓発を実施している」といった項目では、両領域とも半数以上が「あてはまらない」と回答しており、家族との協働を支える制度的基盤が十分に整備されていないことが明らかとなった。自由記述においても、家庭で性教育が行われていないことや保護者の理解が得にくいことが支援の難しさとして指摘されており、本人支援だけでなく家族を含めた支援体制の構築が重要であることが示唆された。

さらに、本研究では「マニュアル整備」を求める声が両領域で高かった点も特徴的である。特に成人領域では、性支援に関するマニュアルがあると回答した事業所は8.2%にとどまり、制度的基盤の弱さが顕著であった。自由記述でも、具体的な事例や対応例をまとめた資料、相談できる外部専門家などへのニーズが示されており、支援者が判断の拠り所を求めている状況がうかがえる。ただし、性支援は個別性が高い領域であるため、画一的な手順書のみで現場の課題を解決できるとは限らない。支援者が求めているのは単なる手順ではなく、行動の背景理解や倫理的配慮を含めた判断枠組みである可能性も考えられる。

以上の結果を総合すると、放課後等デイサービスと成人領域の性支援は、いずれも個々の支援者の努力や組織内での相談に支えられながら実践されているものの、制度的基盤の不足により支援の一貫性が確保されにくいという構造的課題を抱えていることが明らかとなった。また、児童期に十分な学習機会が得られないことが成人期の誤学習や対人トラブルにつながる可能性を踏まえると、性支援を特定の場面での対応としてではなく、生涯発達を支える基盤として位置づける必要がある。今後は、最低限の倫理原則やアセスメント枠組みを共有するとともに、支援者が相談や学習を継続できる地域的支援体制を整備することにより、性の課題を生活と発達の一部として捉える持続的な支援体系を構築していくことが求められる。

5. まとめ

本研究では、北九州市内の障害福祉サービス事業所を対象に、利用者の性関連行動への対応の実態、支援者の認識、組織文化、および必要とされる支援について明らかにした。その結果、多くの事業所で性的発言、過度な身体接触、自慰行為などの性関連行動が確認されており、障害福祉の現場において利用者の性に関する課題が一定程度存在しているこ

とが示された。さらに、支援者の多くが性教育の必要性を認識している一方で、知識や対応方法への不安を抱えており、組織としての方針やマニュアル、研修機会が十分に整備されていない状況も明らかとなった。また、家庭での性教育の不足や保護者の理解の得にくさなど、家族との関係も支援上の課題として指摘された。

本調査は、市内の障害福祉サービス事業所をほぼ網羅する形で実施したが、回答率は放課後等デイサービスで32.3%、成人のみを対象とした事業所で13.3%にとどまった。性に関する問題は支援現場においても扱いが難しく、組織として回答すること自体に慎重さが求められるテーマであることも、回答率に影響した可能性が考えられる。そのため、本研究の結果は地域の実態の一端を示すものとして理解する必要がある。

以上の結果から、障害福祉の現場では利用者の性に関する課題が一定程度認識されている一方で、支援を体系的に支える制度的基盤や知識基盤は十分とは言えない状況が示唆された。今後は、支援者が相談や学習を継続できる仕組みや、児童期から成人期までを見据えた一貫した性支援の枠組みを整備していくことが求められる。

参考文献

- 井上京子, 菊地圭子, 遠藤恵子 (2010) 「特別支援学校の児童生徒の性に関する調査—教員を対象として—」『山形保健医療研究』13, pp83-94.
- 河東田博 (2020) 「なぜ知的障害のある人は性的人間として生きることを奪われてきたのか」『季刊 福祉労働』166, pp114-126.
- 河東田博 (2022) 「知的障害のある人の性に関する認知・理解と性教育」『浦和論叢』66, pp1-18.
- 門下祐子 (2021) 「就労移行支援事業所および就労継続支援 A 型・B 型事業所における知的障害者の性的行動の実証分析」『職業リハビリテーション= Japanese journal of vocational rehabilitation』35 (1), pp10-20.
- 西田充潔, 田実潔 (2005) 「知的障害児に対する性教育について—養護学校における指導の現状と教員養成」『カリキュラムの必要性の検討— 北星学園大学社会福祉学部北星論集』42, pp75-86.
- 原恵美子 (2010) 「知的障害児に対する特別支援学校における性教育実施の状況と教諭と保護者の意識」『治療教育学研究』30, pp61-69.
- 林真由美・荒木田美香子 (2008) 「知的障がい児者の性に関する実態調査 保護者の性教育に対する意識および支援希望について」『日本公衆衛生雑誌』55 (12), pp830-836.

【資料1】：「障害児者の性関連行動にかかるアンケート調査」

事業所（施設）および回答者について

1. 事業所（施設）が提供しているサービスの種類として当てはまるものをすべて教えてください。
2. あなたは、この事業所（または施設）の代表者／管理者ですか。
3. あなた（回答者）の性別を教えてください。
4. 事業所（施設）における女性職員（相談員・支援員のみ）の割合 ※すべての勤務形態

性関連行動について

5. あなたの事業所で、利用者が性に関わる発言や行動を示したことはありますか。
（例：過度な身体接触、特定の相手を追いかける、下ネタ、自慰行為など）
6. 利用者に見られる性に関する発言や行動について、該当するものをすべてお選びください。

障害児者の性に関する事業所での取り組みについて

7. 各項目について、最も当てはまるものを選んでください。（「全くそう思わない」～「とてもそう思う」の4件法）
 - 障害児者への性教育・性に関する支援は、事業所の役割だと思う
 - 性に関する支援は、家庭や学校に任せるべきだと思う
 - 事業所が性に関する課題に取り組むことは、利用者支援に必要だと思う
 - 性に関する支援に必要な知識やスキルが不足していると感じる
 - 事業所で性に関する課題を扱うと、保護者から反発があると思う
 - 事業所で性に関する課題を取り上げることは、トラブルにつながるリスクが大きいと感じる
 - 他の支援課題（食事・学習・生活習慣・就労スキル等）に比べて、性に関する課題の優先度は低い
 - 日常業務の中で、性に関する課題に対応するための時間や余裕がある

障害者の性に関する事業所の組織文化について

8. 各項目について、最も当てはまるものを選んでください。（「全くあてはまらない」～「よくあてはまる」の4件法）
 - 性に関する行動や課題について、事業所としてのマニュアルや対応方針がある
 - 性に関する支援や教育を、年間計画や支援方針に位置付けている

- 職員はこれまでに、性教育や性に関する支援の研修を受けたことがある
- 新任職員に対して、性に関する支援上の留意点を説明している
- 利用者が性に関する行動をしたとき、事業所内で対応方法を職員間で共有している
- 性の課題の対応は、職員ごとの個人判断に任されることが多い
- 保護者から性に関する相談を受けた場合、事業所として対応方針がある
- 保護者に対して、性に関する情報提供や啓発を行なったことがある
- 利用者が性的な行動を示したとき、職員が冗談として扱ったり笑って済ませたりすることがある
- 職員間で、利用者の性的な行動を真面目に取り上げず、軽く受け流す雰囲気がある
- 利用者の性に関する振る舞いをからかいの対象にすることは不適切だと思う
- 職場では、性に関する課題について真面目に議論できる雰囲気がある
- 職場では、性に関する課題を専門的に学ぶ必要があるという雰囲気がある

役立つサポート

9. 性教育に取り組むために、特に役立つと思うサポート（欲しいサポート）を次の中から3つ選んでください。

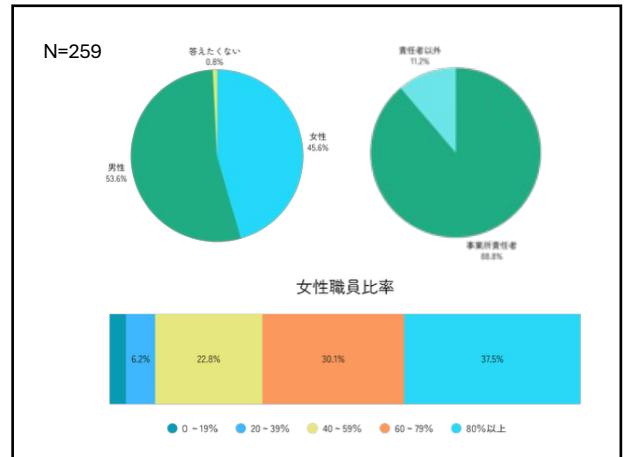
自由記述

10. 職場での性に関する取り組みについて、感じている課題や改善の必要性を自由に書いてください。

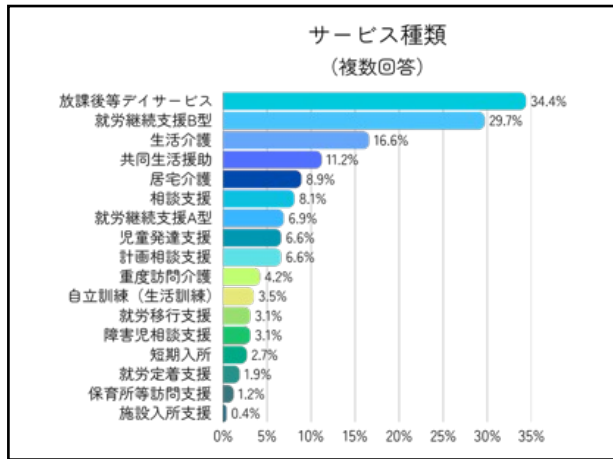
資料2：全体の結果（2～8）

資料3：児童と成人の比較（9～20）

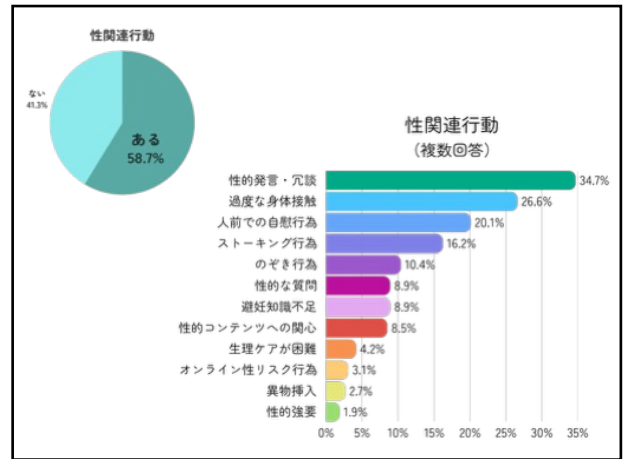
1



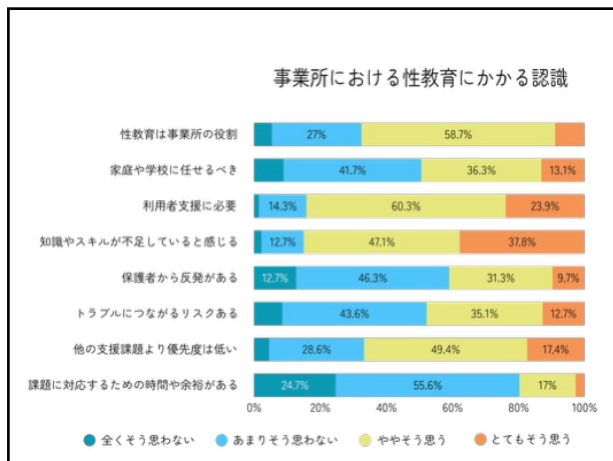
2



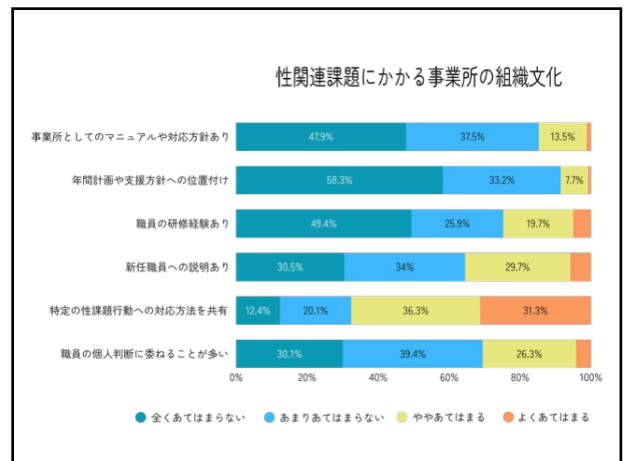
3



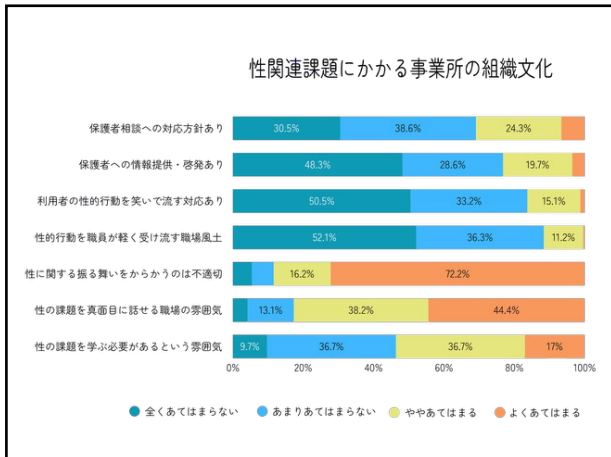
4



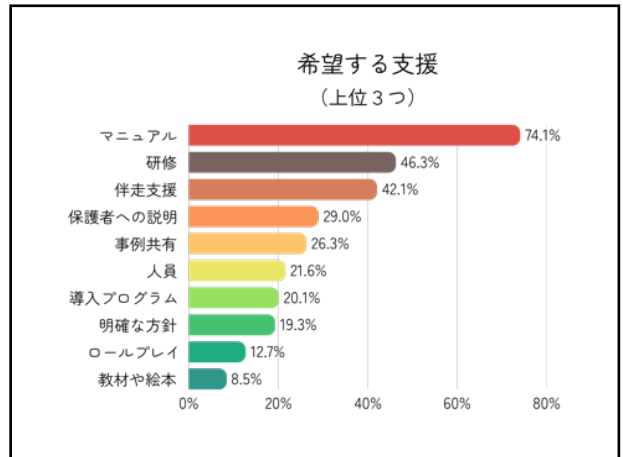
5



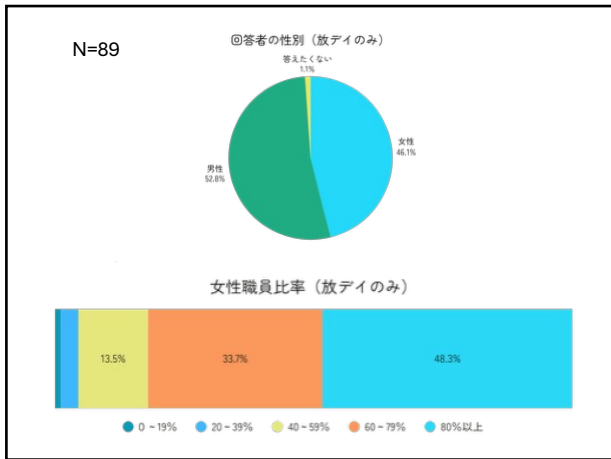
6



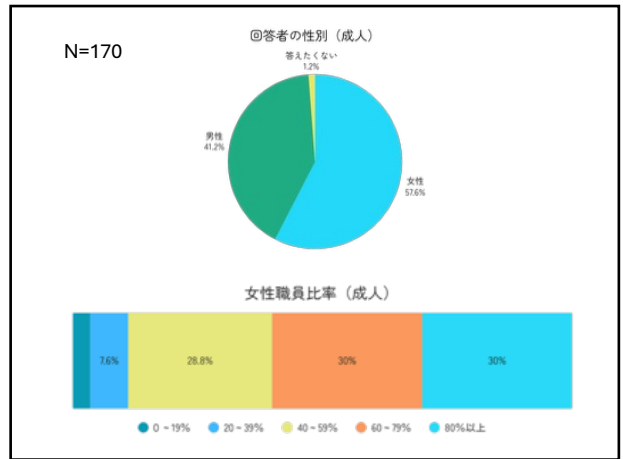
7



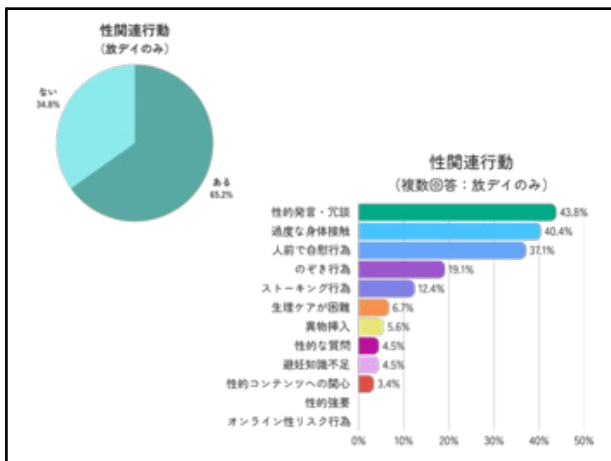
8



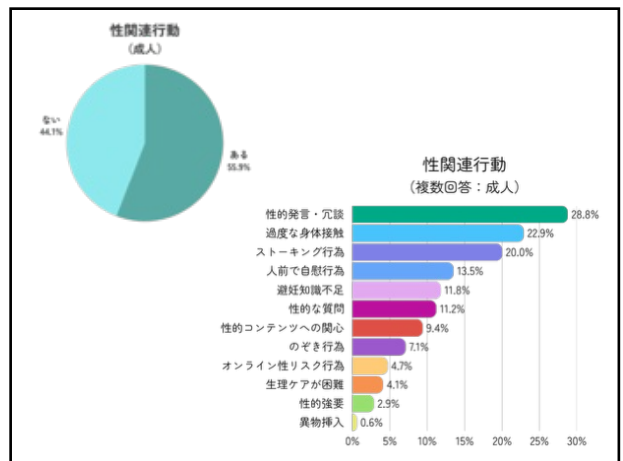
9



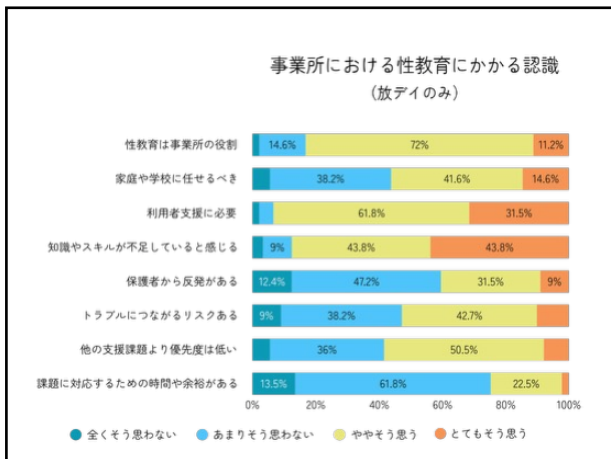
10



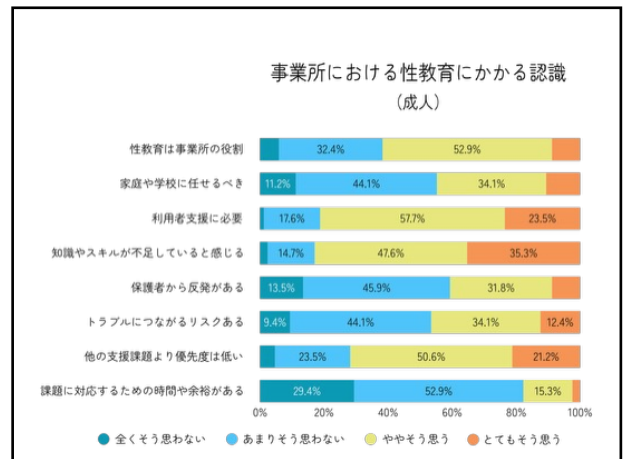
11



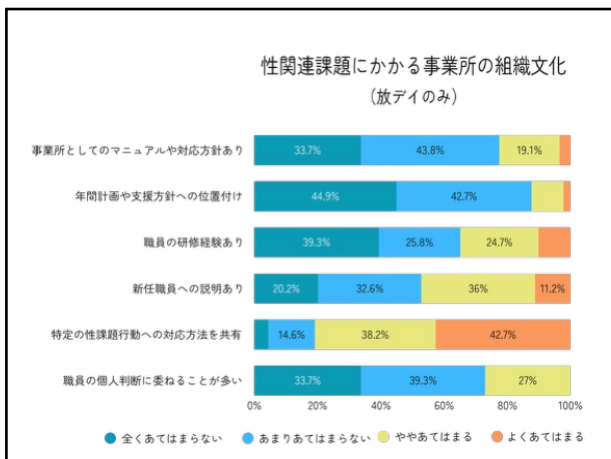
12



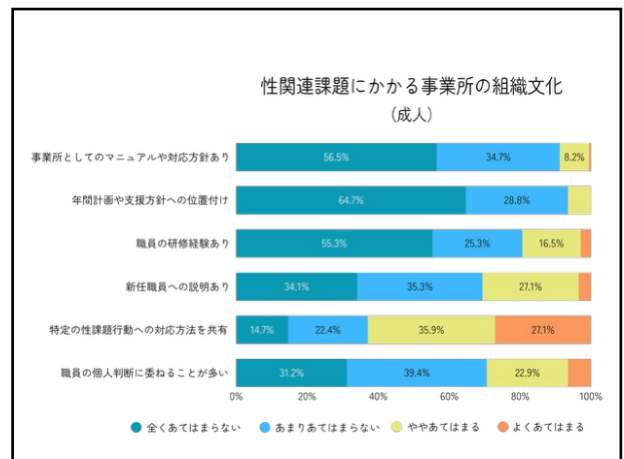
13



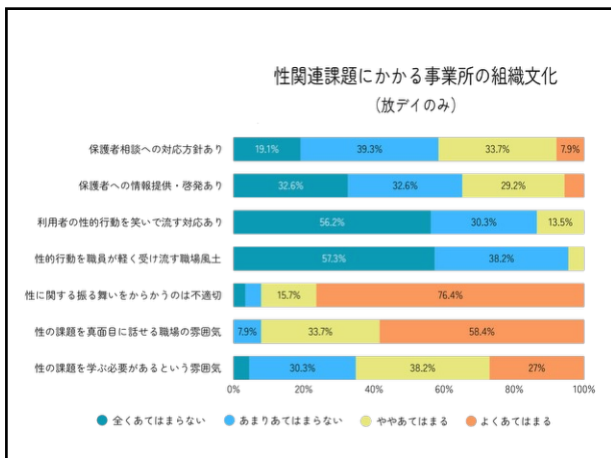
14



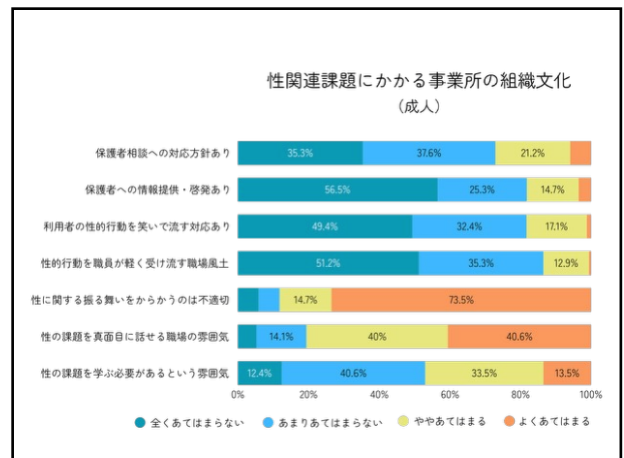
15



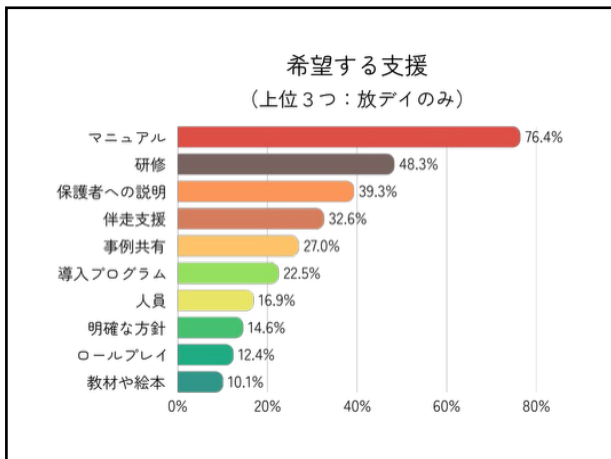
16



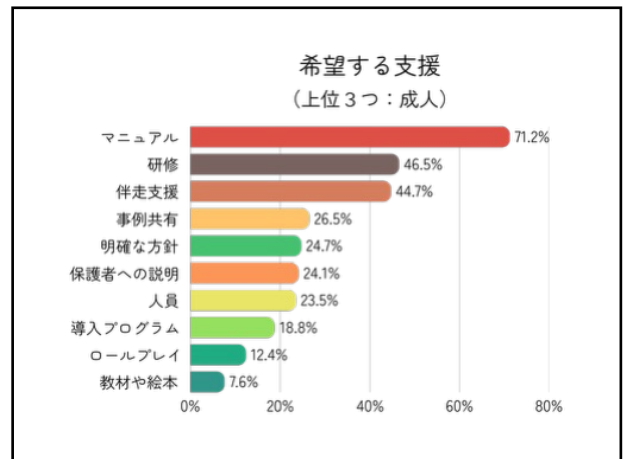
17



18



19



20

